

第1部9章 研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学では、専任教員（任期付きを除く）の個人研究費として、一律に助成する基礎研究費、学内競争的研究費の性格を持つ特定課題研究費、研究に専念する環境を確保する研究促進期間制度を設けている。

（1）基礎研究費

基礎研究費は個人で行う学術研究を支援することを目的としており、任期付きでない専任教員全てを対象として一律に年間43万円を限度に助成する制度である。なお、新任の専任教員については、本学着任初年度に限り15万円の増額と翌年度分の基礎研究費から7万円の前倒し執行を認め、初年度執行限度額を65万円とする措置を講じている。この措置は本学における研究基盤の確立を早期に図れるよう配慮したものである。

基礎研究費の使途範囲は、図書、機械器具、消耗品の購入、手数料、旅費、謝金、諸会費と広範囲に及んでいる。助成を受ける者に対しては、当該年度のはじめまでに研究計画書を、翌年度のはじめまでに研究結果報告書を所属学部長・研究科長に提出することを義務付け、計画的かつ効果的な使用を促している。

なお、2021年度の基礎研究費対象者は651名、研究費決算額は年間約2億3,520万円である。1人あたりの基礎研究費使用額平均は約36万1千円となっている。

（2）特定課題研究費

特定課題研究費は、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究を支援するために設けられている制度である。研究期間は最長2年である。

予算総額は各年度8,510万円であり、各学部・研究科（部局）の専任教員数に応じて按分配分している。2022年度においては、採択1年目（2022年度採択分）：38名、採択2年目（2021年度採択分）：30名、新型コロナウイルス感染症の影響による特例対応（経費執行の延長）適用分：28名が助成を得て研究を展開している。

本研究費は原則として、助成を受けようとする年度の前々年度に、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に応募していることを申請条件としている。各部局に設置している選定委員会において助成候補者を選定しており、個人が使用できる学内の競争的研究資金と位置付けている。また、科学研究費に応募したものの採択に至らなかった研究課題について、次への応募を支援する役割も併せ持ち、研究者の意欲的な研究活動を助成することで学外研究資金獲得へ繋げることも目的としている。なお、使途範囲は、一部の例外を除き、基礎研究費に準じている。

特定課題研究費を受ける者は、申請の際に研究計画書を学長に提出するほか、研究開始の翌年度のはじめに教授会で研究の進捗状況を報告し、研究期間終了後に研究報告書と収支報告書を学長に提出する必要がある。さらに、2012年度以降の採択課題については、研究報告書の本学公式 Web サイトへの公開を必須としている。

(3) 研究促進期間制度の研究費

研究促進期間制度は、研究期間中の拠点を国内・海外のどちらかに限定せず、研究活動の進捗状況等に応じて柔軟に設定できる制度であり、取得期間としては、1年間あるいは半期（学年暦の前期または後期）において授業及び校務を免除し、研究活動に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行う制度である。助成額は対象の教員1人につき研究促進費として上限120万円（半期の場合は上限60万円）とし、研究期間中に海外の研究機関にて活動する場合においては、最大250万円を上限とした海外活動補助費を支給され、その用途範囲は基礎研究費に準じることとしている。研究促進期間中は、上記1)の基礎研究費も措置しており、さらに科学研究費を始めとする外部資金による研究活動の並行した実施も認める制度として設計することで、柔軟で多様な研究活動に取り組むことができる制度とし、集中的、複合的に研究を行うことができる制度となっている。2022年度の対象者は28名、研究費予算総額は、5,200万円となり、国内外での研究活動を開始している。なお、2019年度に開設された国際経営学部および国際情報学部においては、2023年度から当該制度の適用を開始する予定である。

(4) 研究旅費

研究旅費については、上記の基礎研究費、特定課題研究費、研究促進期間制度で旅費の使用を認めている。

加えて、国内の学会出張旅費を支給する制度や国外での学術会議に伴う出張旅費を助成する制度があり、本学旅費規程に基づき交通費・宿泊費・諸経費を支給している。国内の学会出張旅費は、年度内2回までの申請を認めているほか、研究発表を行う場合は回数にかかわらず当該出張旅費の申請を認めており、研究活動が活発な教員にとって大きなインセンティブとなっている。2019年度の国内学会等出張の対象者は延べ414名、旅費総額は約2,878万円、国外学会等出張の対象者は延べ90名、旅費総額は約1,537万円であった（なお、2020年度及び2021年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため2019年度実績を記載している）。国外が目立って低いのは、授業実施に支障をきたすことのないように調整が必要なため長期期間や複数回の申請が困難であること、研究分野によっては研究活動の中心が国内にあること、等が考えられる。

(5) 共同研究費

本学では、優れた学際的学術研究を格段に発展させるとともに、学部・大学院、研究所及び学外研究機関等との研究交流を促進し、もって研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的として、共同研究のプロジェクトを支援する「中央大学共同研究費助成」制度を設けている。本研究費は、大型の競争的外部資金等につながる研究シーズを助成する戦略的研究費としても期待されている。2021年度には3件が採択を受けてプロジェクトを開始しているほか、2022年度には2件が採択され、新型コロナウイルス感染症の影響による特例対応（研究期間の延長）を適用したプロジェクトを含む継続のものを合計して7件の研究が進められて

いる。

新規に選定されるプロジェクトの予算額は4,790万円で、研究期間は最長3年、1プロジェクトあたり原則1,000万円を上限としている。共同研究費の使途範囲は、共同研究に必要な図書・資料等の購入、旅費交通費、その他幅広い使用が可能となっている。

共同研究プロジェクトは3名以上の構成員で組織し、過半数は本学専任教員であることが条件となっている。また、任期付きの教員も研究分担者として参加することが可能な研究費である。なお、学外機関所属の研究者の参加があるプロジェクトについては共同研究契約を機関間で締結することを求め、権利義務関係を明確にしている。

学内競争的研究資金としての性格上、選考等の審査、実績等の評価を行うために全学的な審査委員会を組織している。審査委員会においては、年度ごとにプロジェクトから提出される研究実績報告書の実績評価も実施しており、「研究計画」の進捗状況、進捗が思わしくない場合の対応状況、得られた成果・知見とその意義、次年度以降の課題の明示、研究費の適正な執行、研究成果の公表状況、組織的な活動状況等の観点で評価を行っている。評価結果が極めて芳しくない場合には、採択の打ち切りや研究費の減額などの措置が執られることとなっているが、2021年度の審査においては実績に問題があるケースはなかった。

(6) 研究クラスター形成支援制度

研究戦略会議の下に、優れた学際的学術研究の発展及び学際融合の推進による研究力の強化を目的として、将来的に本学の特色となりうる萌芽的な研究を対象に、学際的な研究クラスターまたはチームの構成を支援する「研究クラスター形成支援制度」を設けている。採択された研究については、成果の一つとして外部資金獲得を求められていることもあり、中長期事業計画の基本計画に掲げる目標達成にも貢献するものとなっている。

募集に際しては、①研究シーズ形成支援、②産学官連携機関間交流支援、③研究成果発信支援の3つの形態を設けて募集しており、助成期間については、①及び②においては当該年度中の研究開始日から1年間、③においては当該年度中に実施する研究成果発信を対象としている。なお、助成金額は、いずれの形態も原則として、申請1件につき500万円を上限としている。採択実績は、以下のとおりである。

【採択実績】2021年度①7件、②2件、③1件
2022年度②1件

(7) 国際学術誌投稿支援制度

研究成果発信強化および本学の国際的なプレゼンス向上のため、査読付き国際学術誌論文投稿に対して助成を行っている。この支援制度は、任期付きも含む専任教員が発表した論文のうち、インパクトファクターがついた分野トップ50のジャーナルへ掲載された論文について、その①論文掲載費用、②オープンアクセス費を助成するものとなっている。2021年度から助成対象のジャーナルについて、そのインパクトを考慮し、カバーアート掲載費もその対象としている。原則として申請者に対し、年度内1回、1件当たりの助成額は20万円を上限とする。採択実績は、2020年度9件、2021年度13件である。

8) ダイバーシティ研究支援制度

本学では、将来的に「チーム型」・「学際融合型」研究の中心的役割を担うことが期待される研究意欲のある若手研究者や女性研究者を支援し、その研究意欲に応えるとともに、外部

資金の獲得ができる研究グループを主宰する人材を育成すること、また本学が「ダイバーシティ研究」の拠点を目指して関連するテーマの研究を推進するため、2022年度に「ダイバーシティ研究支援制度」を創設した。これは、①ライフイベント前後の支援、②若手研究者支援、③ダイバーシティ研究支援の3つの制度からなっており、それぞれ固有の目的をもちつつも、従来の研究費制度では支援が行き届かなかった層に対して、途切れずに研究を継続できるような支援体制を構築することも共通の目的となっている。

具体的に、①ライフイベント前後の支援制度は、育児や介護等の理由により十分な研究の実施が困難であるものの、なお研究意欲がある研究者を対象に、助成支援を行うものである。②若手研究者支援は、任期付きを含む教員・研究者のうち、原則、40歳以下または博士の学位取得後8年未満の、職位が准教授以下の者が行う研究について、一年間の研究助成を行うものとなっている。③ダイバーシティ研究支援については、任期付きを含む本学の専任教員のうち、ダイバーシティやインクルージョンなどをテーマとする研究活動について、1年間の研究助成を行う制度である。

なお、支援金額については、①及び②は50万円、③については100万円を上限としており、いずれの制度も一度限りの研究成果報告で完結させるのではなく、外部資金を獲得する成果につなげることを条件としていることも当該支援制度の特徴である。2022年度における採択実績は、②7件、③2件であった。

(9) 教員個室等の教員研究室の整備状況

1) 個人研究室

本学では、全専任教員に約20㎡の個人研究室と基本的な備品を提供している。使用できるのは開門している時間帯であるが、届出により終夜利用も可能となっており、設備の面からも研究活動の支援に配慮している。また、各部局の個人研究室があるフロアに受付窓口業務を行うパートタイム職員を配置している。なお、現在、法学部の都心キャンパス移転に伴って空くことになる研究室の使途や利活用について、継続的に検討を行っている。

2) 共同研究室

個人の研究活動または複数の教員・学生による共同研究を促進する場や、外部から受け入れている外国人研究者との共同研究活動を促進する場として、21室の共同研究室を提供している。現在は、部局毎に共同研究室を配分してその運営を任せている。なお、組織によっては室員を配置し、図書の配架や整理ならびに教員の教務や学務などの補助業務を行うことによって、学生支援ならびに教員の研究活動遂行を支える重要な役割を果たしている。ただし、利用されていない研究室の管理が、それぞれの学部によって行われているケースもあり、今後研究室委員会にて全学的な研究室の管理方法について検討を行い、研究室の効果的な利活用ができるような体制を整える。

3) 産官学連携に係る研究を推進するための施設

産官学連携を通じた研究成果の社会実装、社会共創を行うため、2023年4月に、後樂園キャンパス3号館上層階に「産官学連携・社会共創フロア」の開設を予定している。当該施設は、これまでの学内組織を基礎とした施設ではなく、各フロアの目的を明確にした意味付け（ゾーニング）を行い、関連する組織が有効に、かつ共用性の高い施設として活用できる空間づくりを目指すものである。産官学連携活動を促進するため、産官学連携に取

り組む研究員のための個人ならびに共同研究室、セミナールーム、Co-work スペース、ラーニングcommons、スタジオ、サーバー室、インキュベーション施設などを整備する。

また、多摩キャンパスにおいても産官学連携活動を促進していく観点から、後楽園キャンパスに設けられる「産官学連携・社会共創フロア」と同様の機能を持つスペースを確保すべく、学内関係部課室と調整を行っている。

○研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学では、研究活動に必要な研修制度として、研究促進期間制度を設けている。この制度は、中央大学研究促進期間制度に関する規程に基づき、制度利用期間中の授業及び校務を免除し、研究活動に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行うことによって、研究力を高めることを目的としている。本制度の適用を志望する者は、前年度の5月31日までに研究計画書を所属長（学部長・研究科長）に提出する。その後、各教授会で候補者を選定の上、学長に推薦し、学部長会議の議を経て9月30日までに対象者を決定している。また、当該研究期間終了後においては、3ヵ月以内に研究経過報告書を所属長経由で学長に提出することを義務付けている。この制度により、各教員は研究に専念できる期間をまとめて得ることができることから、研究の質を高める機会としては有効なものとなっている。

なお、本制度は、研究期間中の拠点を国内・海外のどちらかに限定せず、研究活動の進捗等に応じて柔軟に設定でき、申請要件として定める各条件を満たすことにより定期的な取得も可能とした。加えて、従来の専念義務のような特定の研究活動のみに専念するのではなく、より自由に研究活動を行うために「校務の免除」という形で、研究活動全般に集中して取り組むことができる設計としている。このような制度として設計することで、従来の「在外研究」や「特別研究期間制度」よりも柔軟で多様な研究活動に取り組むことができる「使い勝手の良い」、「シンプルな」制度として、より一層多くの教員に活用されることが期待できる。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本学は、ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）に関して、中央大学ティーチング・アシスタントに関する規程を定め、本学大学院に在学する学生をティーチング・アシスタントとして採用し、教育活動に関する補助業務を行わせるとともに、これを通じて当該大学院生の教育・研究能力の発展に資することを目的としている。学部における具体的なTAの業務としては、博士前期課程または博士後期課程に在学する学生が、ゼミの指導・援助や、実験、実習、実技の際の指導・監督業務に当たるほか、学部によっては、宿題・（小）レポート・試験等の採点後における入力等の補助業務、試験の監督、履修指導を担当し、本学の教育活動の支援（補助）並びにTAとなる本人の教育において一定の効果・成果を上げている。

これらの業務の実施にあたっては、TAを組織的に活用するため、学部長の責任下において各々の授業担当者等の指示に基づき、教授会が必要と認めた実験、実習、演習その他教育活動に関する補助業務を行うことで、その活用の適切性を担保している。

他方、大学院研究科における具体的なTAの業務としては、博士後期課程に在学する学生が、研究科委員長の責任下において授業担当者等の指示に基づき、博士前期課程または修士課程の授業のうち、研究科委員会が必要と認めた実験、実習、演習その他教育活動に関する補助業務を行っている。

TAの採用については、学部・研究科毎にTAを利用できる範囲を定めることになっているた

め、それぞれの学部・研究科の必要度合いに応じて活用の程度に差が生じている状況にある。特に同制度については、専ら予算上の理由から優先順位の高い教育活動に限定した、TAの現状規模を維持している。

また、リサーチ・アシスタント（以下、「RA」という。）については、中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程を定め、本学の博士後期課程に在学する学生をRAとして採用し、本学が行う研究プロジェクト等の各種研究活動に関する補助業務を行わせることにより各種研究活動の強化・充実を図り、併せて大学院生の研究能力の向上発展に資することを目的としている。

大学院研究科におけるRAの採用数は研究科による違いはあるものの、いずれも学生の教育研究活動に資すると同時に、教員の教育研究の負担を軽減するものとなっている点でも有効に機能している。

専門職大学院においては、TA及びRAに関する制度を有していないため、法務研究科においては実務講師が、また戦略経営研究科においては助教が、それぞれ十全な教育研究支援を行っている。

なお、各学部・研究科のTA及びRAの採用実績については、各学部・研究科に係る記述を参照いただきたい。

さらに、研究活動を効果的・効率的に進めていくため、研究支援に必要な専門的かつ学際的知識および技能があり、教員や研究者を支えることのできる専門職 University Research Administrator（以下、「URA」という。）を採用している。2022年5月1日現在、研究推進支援本部において7名のURAが活動しており、研究広報・資金獲得などのサポートをはじめ、様々なステークホルダーと本学の研究・研究者を結ぶ学際研究の支援や産学官連携活動の推進、さらには大学内外の研究活動に関するデータの分析とそれに基づく研究支援方針の立案、研究推進のための環境整備などを担っている。URAの採用にあたっては、そのキャリアの中において、研究推進・産学官連携・国際連携推進・研究広報など多様な分野での専門性の高い知見と経験に富んだ人材を採用しているため、一定程度その専門領域や得意分野に即した研究者支援を行うことができている。

しかしながら、本学の教員数および研究者数の規模を踏まえると、URA7名という人数は十分とは言えず、教員・研究者より要望のあった支援には対応できているものの、今後予定している研究者マッピングによる研究者の掘り起こしや、学内研究者の学際融合型チームの形成などに対応しきれない可能性がある。

以上のとおり、教員の研究活動に必要な研究費を含めた研究環境を不断に整備するとともに、TAやRA、URAを採用して教育活動及び研究活動の支援を行うことにより、教員の研究時間の捻出に努めている一方で、エフォート管理の観点ではまだ不十分であり、組織横断的な協力・連携も視野に入れた全学的な研究推進体制の構築が課題となっている。

また、研究費執行のルールが不統一なものもあり、年々改善は行ってきたものの、依然として研究者・事務室双方の負担となっていることから、必要に応じて電子化への転換を図りながら、整理・改善も併せて検討する必要がある。

<点検・評価結果>

教員の研究活動を支援するための研究費、研究室及び研究専念時間等については、十分に確保できている。さらに、2023年4月より、後樂園キャンパスに産学官連携推進に特化した「産

官学連携・社会共創フロア」の開設を予定しており、更なる発展が期待される。

また、TAを採用し教育活動の支援体制を整えるとともに、研究活動においてはRAが研究補助の業務に、URAが研究推進の側面から事務的なサポートに従事しており、支援体制が構築されている。

このように、教員の研究活動を支援する環境や条件については、適切に整備されていると言える。一方で、全学的な研究推進体制の構築やその体制を支えるURAの適正な人員配置、研究費執行ルールの改善といった組織横断型の課題も存在することから、法人・教学が一体となって解決に取り組む必要がある。

<長所・特色>

学問領域においても今までの職務経歴においても多様なURAが活動しており、その専門領域や得意分野に即した研究者支援を行っている。

また、2022年度から開始したダイバーシティ研究支援制度については、本学に限らず研究分野において課題となっている若手研究者の支援や、ライフイベントにより研究の実施が困難な研究者に対する支援など、従来の研究費制度では支援が行き届かなかった層に対しても、途切れずに研究を継続できるように制度の充実化を図っている点は評価できる。

<問題点>

本学の教員においては、教育や校務等、研究のほかにもエフォートが分散されてしまうことから、十分な研究時間の捻出が困難となっている。

研究費の執行にあたっては、ルールが不統一なものがあり、研究者・事務室双方の負担となっている。

URAについては、本学の教員数および研究者数の規模を踏まえると、7名という人数は十分とは言えず、今後の予定している研究推進支援活動に対応しきれない可能性がある。

<今後の対応方策>

教員の研究時間の確保については、教育や校務等のエフォートの配分にも関わることから、各組織や研究活動分野の議論だけにとどまらず、研究戦略会議のリーダーシップの下、組織間で協力・連携して研究環境の改善・充実を図り、シナジー効果の創出や新たな学術領域の創発を可能とする研究環境を形成することによって、研究時間の捻出を含め大学全体の研究機能の向上を図る。

研究費の執行ルールについては、まずは研究支援室及び学事部研究助成課において、研究者視点でわかりやすく使いやすいものとなるよう整理・改善を図っていく。特に、外部資金を原資とした研究費の執行については、法人・教学相互の協力体制の下、本学の研究力を高めるために戦略的に選択・集中が可能な「効果的な執行」ができるよう改善を進める。

URAの人数の適正化については、2025年度までに研究推進支援本部のURAを10名体制とし、現在カバーしきれていない教員、研究者のニーズに応じた研究推進・支援活動ができるようにすること、より大型の研究プロジェクトへの申請、採択になった場合の運営にも対応できること、を視野に入れて人材の確保に努めていく。そのためには、人材を確保するための原資となる外部資金の受入額を増やしていくこと、URAそれぞれの得意分野を活かしながら個としての力を発揮しつつ、URAチームとしても連携することで相乗効果が得られるような研究推進・支援体制を構築することが必要である。

また、ダイバーシティ研究支援制度については、2022年度から創設した制度のため、まだ十分な効果検証まで至っていないが、本制度の2022年度における採択実績は、若手研究者支援が7件、ダイバーシティ研究支援が2件のため、研究戦略会議においてその研究成果を確認するとともに、本支援制度の目的通り、その後に外部資金の獲得にまで至っているかについても追跡して確認・検証することで、本制度の実効性を高めていく。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>

○論文等研究成果の発表状況

研究発表の場としての学内定期刊行物は、本学の専任教員の研究成果を掲載するものとして学部・研究科で発行するもの、大学院学生の研究成果を掲載するもの、特定分野の専任教員の研究成果を中心に掲載するもの、研究所等の紀要等、その他の紀要等を刊行しており、本学における発表の場は十分に確保している。さらに、各教員は国内外出版社による著書・学術誌、各教員が所属する国内外の学会及びその機関誌等に発表している。近年の論文等の発表の状況は以下のとおりである。

[論文等発表件数 (年間)] 単位：件

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
全学計	920	809	842	775	756
法学部	60	65	78	72	85
経済学部	88	68	76	76	78
商学部	125	85	65	61	75
理工学部	433	396	371	343	273
文学部	84	73	66	61	79
総合政策学部	26	15	11	18	18
国際経営学部	-	8	21	25	39
国際情報学部	-	10	25	34	37
全学連携教育機構	-	3	1	1	-
国際会計研究科	10	-	-	-	-
法務研究科	81	83	118	78	58
戦略経営研究科	13	3	10	6	14

[専任教員一人当たりの論文等発表数] 単位：件

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
全学計	1.32	1.18	1.15	1.06	1.04

出所：本学「自己点検・評価マネジメントシステム」(2022年5月1日の数値として登録されているもの)
 ※数値は本学「研究者情報データベース」に登録されている【論文】業績のうち、研究論文、修士及び博士課程の学位論文の件数による

このほか、近年の学会等での発表数は、以下のとおりである。

[年間の学会等発表数] 単位：件

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
全学計	1,336	1,055	1,099	670	790

[専任教員一人当たりの学会等発表数] 単位：件

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
全学計	1.92	1.54	1.50	0.91	1.08

出所：本学「自己点検・評価マネジメントシステム」(2022年5月1日の数値として登録されているもの)

※数値は本学「研究者情報データベース」に登録されている【研究発表】業績のうち、口頭発表、ポスター発表、シンポジウム・ワークショップ、及び公開講演・セミナー等の件数による

○国内外の学会での活動状況

本学では、教員の学会活動を制度的に支援するために次の制度を設けている。

(1) 国内学会旅費支給

国内の学会参加に際して、年度内2回に限り旅費を支給している。ただし、研究発表を行う場合及び特に必要がある場合については、参加回数にかかわらず支給を行っている。

(2) 学術国際会議派遣費支給

学術国際会議において研究発表または会議の運営に重要な役割を担当するときは、原則として年1回の派遣費を支給している。

(3) 国内学会開催補助

教員の研究発表活動の活性化を目的として、本学で開催される本学専任教員が関係する学会開催に係る事務経費の一部を、当該学会の参加人数により3万円～15万円の範囲で補助している。なお、本学で開催された学会のうち、補助の対象となった学会数は、2017年度：7件(16件)、2018年度：10件(17件)、2019年度：9件(10件)、2020年度：1件(2件)、2021年度：3件(5件)であった(※カッコ内は、事務経費の一部補助は受けていないが施設使用料の減免措置を受けた学会数を含めた件数)。なお、2020年度および2021年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの学会の開催が中止となり、補助の利用は限られていた。

また、国内学会開催に対する補助の対象となる学会に対しては、補助金以外に本学の教育施設を使用する場合には当該教育施設使用料を免除している。併せて、上記補助の対象となった学会に限って、学内印刷室での資料印刷も行っている(費用は学会に請求)。

(4) 学術国際会議開催補助

国際的な学術会議の日本での開催が従来から要望されているが、当該学術国際会議を主催する国際学術団体または関係国内学術機関が本学での開催を要請している場合において、100万円以内の開催補助費を支給している。

このほか、本学専任教員の研究活動を奨励する意味で中央大学学術研究表彰規程を定め、優れた研究成果を挙げて学会等から賞を受けた教員に対し、その功績を表彰するとともに、学術研究活動の奨励を目的とする表彰制度を設けている。近年の表彰状況は次の通りである。

- 2016年度受賞者 11名 奨励金各10万円(1件につき)
- 2017年度受賞者 9名 奨励金各10万円(1件につき)
- 2018年度受賞者 10名 奨励金各10万円(1件につき)
- 2019年度受賞者 16名 奨励金各7万円(1件につき)
- 2020年度受賞者 9名 奨励金各13万円(1件につき)
- 2021年度受賞者 6名 奨励金各20万円(1件につき)

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

学内の研究助成では、基礎研究費のほか、学内競争的研究資金である個人研究支援のための特定課題研究費、共同研究プロジェクトを支援する共同研究費、及び各教員が所属する研究所

の研究活動費があり、これらによって研究プログラムを展開している。

特定課題研究費及び共同研究費のそれぞれの採択実績については、既に述べたとおりである。

<点検・評価結果>

本学の専任教員における論文等研究成果の発表状況については、以上のとおりである。

各組織において刊行される学内刊行物をはじめ、本学における研究発表の場は十分に確保している。そのほか、各教員は国内外出版社による著書・学術誌や、所属する国内外の学会及びその機関誌等においても研究の成果を発表している。

また、教員の特に学会での活動を促進するため、国内・国外ともに学会の開催や、学会への参加に係る旅費の補助を制度的に整えている。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、学会活動のオンライン化が進んでいるため、単なる補助費の執行件数だけではその効果を評価することが難しくなっている一面もある。

一方で、基礎研究費に加え、特定課題研究費や共同研究費等、学内研究費制度を充実させており、これらによって研究プログラムを展開している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

本学は学則第2条において定めている理念・目的に基づき、研究活動の基盤たる研究所の整備についても鋭意その充実に努めている。

現在、①比較法学の組織的研究を通じて人類連帯社会の完成に貢献することを目的とする日本比較法研究所、②企業の経営、会計及び税務並びに関連する経済及び法律に関する研究者及び実務者を指導育成することを目的とする経理研究所、③日本及び世界経済の実態に関する共同研究・調査を行い、日本経済の発展に資することを目的とする経済研究所、④社会科学に関する主として学際的な共同研究を行い学術の進歩発展に寄与することを目的とする社会科学研究所、⑤人文科学に関する共同研究を行い学術の進歩発展に寄与することを目的とする人文科学研究所、⑥保健体育科学に関する共同研究を行い学術の発展に寄与することを目的とする保健体育研究所、⑦広く企業に関する理論的及び実証的研究を行い学術の振興及び日本経済の発展に寄与することを目的とする企業研究所、⑧理工学の基礎及び応用に関する共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与することを目的とする理工学研究所、⑨国際社会における人類の調和的共存のために学際的研究を超えた総合的学問の創造を目指し、日常生活から地球規模にいたる多様な人間活動に関わる政策・文化に関して共同研究を行うことにより、学術の進歩・発展に寄与することを目的とする政策文化総合研究所の9研究所を設置している。

その他、外部資金を利用した学際的共同研究を積極的に推進し、産学官の研究交流を実施す

る機関として研究開発機構を設置している。

なお、各研究所の研究活動についての詳細は、各研究所に係る記述をご参照いただきたい。

○科学研究費の申請とその採択の状況

本学では、中長期事業計画において、2025年度までの科学研究費採択に係る数値目標として、採択件数271件、採択額7億460万円を達成すると掲げている。2021年度における本学の科学研究費の申請数（採択数）は、新規・継続を含め436件（前年度比－33件）の申請を行い、299件の採択（同・－10件）を受けた。助成金額の合計は5億6,895万円（同・－2,024万円）であり、申請件数、採択件数、金額ともに、新型コロナウイルス感染症等の事由により研究計画の見直しが必要となり、繰越制度等を活用したため減少となっている。一方で、申請に係る支援としては、①新任教員や若手研究者を中心に申請を促すための積極的な案内、②研究支援部署による説明会の複数回実施、③URAによる丁寧な申請書の内容チェック、④日本学術振興会より講師を招いた説明会の実施、⑤URAによる個別相談、などの取組みを行っている。

また、教員の身分以外の研究者として、職員系列の雇用者や退職教員で特定の学内機関に所属している者が科学研究費に応募する資格を付与する制度の活用により、申請件数を伸ばす試みも継続している状況にある（職員系列の申請者数：2022年度4名、2021年度及び2020年度0名、特定応募資格による申請者数：2022年度18名、2021年度28名、2020年度31名）。

なお、このような研究者が科学研究費への申請を希望する場合、任期の定めのない専任教員が受入責任者となり、受入責任者の所属長の承認を得ることを条件に、所定の手続きを経て「特定応募資格」を本学が付与することとしており、採択を受けた際の研究活動の遂行や研究費の管理が適正になされるよう十分な配慮を行っている。

本学の申請状況は理工学部や研究開発機構によるものが4割弱を占めており、研究者の大半を占める文系学部・大学院研究科からの申請余地はまだ大きい。また、これまでは申請者を増やすことを重視してきたが、今後は研究体制の高度化（種目のスケールアップ）等に向けた努力も必要である。

○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

中長期事業計画では、競争的研究費を含む学外研究費受入額の数値目標を定めている。具体的に定めている2025年度目標値は学外研究費受入額（18億1,010万円）としているが、研究戦略会議ではさらなる高みを目指すため、学外研究費受入額23億円を目標値とし、学外競争的研究費もこの中に含まれている。2021年度の受入件数は21件、受入額は1億851万円であり、教員・研究者の採択状況や研究期間により受入件数および受入額は増減するが、科学研究費並びに競争的研究費を除く、受託研究、共同研究、奨学寄付といった研究資金と合わせて重要な研究財源となっている。

なお、2021年度科学研究費を除く学外研究費受入額（競争的研究費や競争的研究費以外の受託研究、共同研究、奨学寄付を含む）は約7億4,560万円、科学研究費の採択額合計は約5億6,895万円である。

<点検・評価結果>

本学では、その理念・目的に基づき、研究活動の基盤たる研究所の整備にも努めている。

また、科学研究費及び学外競争的研究資金については、研究推進支援本部を中心に、URAも活用しながら獲得に向けた支援も行っており、競争的な研究環境創出のための措置が適正に行

われていると言える。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

科学研究費については、申請に係る支援の強化により、中長期事業計画に掲げる数値目標に対して、採択件数は達成できているものの、採択額は未達成の状況である。

研究戦略会議において、学外競争的研究資金の獲得実績を定点観測した上で、科学研究費、競争的研究費、受託研究、共同研究、奨学寄付それぞれの獲得状況と合わせて、「学外研究費受入額」という形で目標額を設定しているものの、学外競争的研究資金については、採択のハードルも高いため、学外競争的研究資金の獲得だけを切り取った目標は立てにくく、資金獲得状況も数値目標に及んでいない。

<今後の対応方策>

研究推進支援本部では、外部資金を獲得し、それを研究活性化策に有効に活用するというサイクルを確立し、研究推進、研究力向上に努める活動を展開している。学外競争的研究資金の獲得もその活動の一部であるが、重要なことは教員、研究者が希望する研究課題に取り組めるよう研究環境の整備や直接的な支援を行うことにある。そのためにも、URA を中心とした研究推進・支援体制の整備は重要であり、体制を拡充していく中で現在カバーしきれていない教員、研究者のニーズに応じた研究推進・支援活動ができるようにすること、より大型の研究プロジェクトへの申請・採択になった場合の運営にも対応できるようにすることを志向し、本学における研究支援体制の底上げを図っていく。その上で、研究戦略会議を中心に、研究力分析、他大学比較等のデータを活用した研究力の定点観測とそれに基づく研究戦略策定に取り組む。併せて、後述する新たな広報媒体である「+C（プラスシー）」を活用して、研究情報を積極的に発信することで、社会に研究成果を還元するだけでなく、新たな受託研究・共同研究等の外部資金獲得に繋げていく。

点検・評価項目④：研究成果の公表、発信の仕組み、知的資産の権利規程等

評価の視点1：研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

評価の視点2：知的資産の権利に関する学内規程の整備状況

<現状説明>

○研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

(1) 学術図書出版助成

本学では研究成果の公表を支援する措置の一環として「学術図書出版助成」制度を設けており、専任教員または名誉教授の研究成果（共同研究を含む）で、①専門の学問領域におけるすぐれた研究業績、②外国の古典その他の文献で、学術的価値の高いものの翻訳、③古文書、その他の貴重な文献・史資料の翻刻または覆刻、④その他①～③と同等の学術的価値を有し出版に値するもの、のいずれかに該当する出版を対象として助成を行っている。1件につき400万円を限度として総額1,280万円の予算を組み、発行部数は1件700部を上限として、中央大学出版部から出版している。一定水準の予算規模をもつことで、例年有効に利用されてきている。なお、選定にあたっては、各学部等に設置された助成図書審査委員会の審

査報告を踏まえて学長が選定する。2021年度は2点を刊行した。

(2) 中央大学研究情報システム

本学では、論文等をはじめとした研究成果の蓄積および公表を支援するプラットフォームとして、独自の研究者情報データベースを有しており、専任教員の全員に個人のアカウントを配布している。専任教員においては、研究成果を発表する度にその業績を研究者情報データベースに登録しており、その登録内容は本学公式 Web サイトを通じて外部にも広く公開されている。研究業績の登録にあたっては、教員自身による入力のほか、外部のデータベース (CiNii、Web of Science、KAKEN) から業績を取り込む機能も有しており、本学教員の教育研究の成果を研究者情報データベースに集約することを企図している。

また、現在の研究者情報データベースについては、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する researchmap のデータ項目にも対応しており、本学の研究者情報データベースに登録しているデータを researchmap に同期させることが可能となっている。このことにより、本学専任教員の教育研究の成果が広く社会にも認知されるような仕組みを整えている。しかし、2020年2月に researchmap がバージョンアップしたことに伴い、データ連携時に重複登録や解読不明な文字への誤変換等のエラーが散見されたことから、データの連携については、研究者情報データベースを管理する学事部企画課において定期的の実施している状況である。なお、researchmap のアカウントを有する教員のうち、研究者情報データベースから researchmap へのデータ連携を希望しない者については、双方のデータベースをそれぞれ管理・更新する必要があることから、二重管理の負担が生じている。

(3) 中央大学学術リポジトリ

本学の研究成果の発信を目的として、中央大学研究成果オープンアクセスポリシーに基づき、大学機関の発行する紀要類を中心にデータベースに格納し論文等を公開している。2019年6月に国立情報学研究所 (NII) と、NII が事務局を務める「オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR)」が運営しているクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスである「JAIRO Cloud」(ジャイロ クラウド) へ移行した。2022年5月現在、49種の紀要並びに学位論文を登録し、公開論文数は8,264件(その他学内限定公開を含めると、50種9,913件)となっている。

研究情報を共通のプラットフォームを利用して公開していく流れは、例えば研究者情報について researchmap を利用して公開していく大学が増えるといった動きに表れており、学術リポジトリを「JAIRO Cloud」を利用して公開していくのもその流れにそったものである。「JAIRO Cloud」も利用者の声を聞きながら、バージョンアップが図られてきているので、こうした動きと合わせて情報掲載に努めている。

一方で、学術リポジトリの管理に関しては、コンテンツ制作はその研究成果を創出した研究実施機関が行い、研究支援室では情報の掲載を行う手続きをするという役割分担になっているが、各研究機関からの掲載要請が一時期に集中するケースがあり、必ずしもタイムリーな情報掲載に対応しきれていない。

(4) +C (プラスシー)

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、「研究力の向上」における指標一つである「外部資金獲得の増加」および研究推進支援本部アクションプランである「研究情報の可視

化」と「研究情報に関する発信力強化」に資するため、本学と産業界等が目指すビジョンや目標を共有し、その実現に向けた産学官連携を推進するための情報プラットフォームとして「+C」というサイトを構築した。さまざまな分野の研究者が行っている研究活動やその先に据えるビジョンを紹介している。

なお、この「+C」については、今後シーズ情報発信のツールとしても機能させていくことを検討している。2021年12月に開設したため、未だ掲載するコンテンツ数が少なく、コンテンツをいかに増やしていくかが課題である。

(5) 国際学術誌投稿支援

研究成果発信強化および本学の国際的なプレゼンス向上のため、インパクトファクターがいった分野トップクラスのジャーナルへ掲載された論文について、その①論文掲載費用、②オープンアクセス費等を助成する制度を2020年度から実施している。本支援を行うことで、研究影響力のある優良なジャーナルへの論文投稿数増加と、それに伴った本学のレピュテーション向上を狙うとともに、本支援を受けた国際学術論文においては、効果的な研究広報と併せて学外へ展開することでレピュテーション向上への包括的取り組みへとつなげている。

このほか、前述した学内研究費を受けた研究については、本学機関誌や学会誌等を通じた成果の発表を義務付けるなどして、研究成果の公表を促進しているものもある。

例えば、特定課題研究費及び共同研究費を受けた研究では、学内研究費助成規程に基づき、その成果を研究期間終了後2年以内に、本学が刊行する機関誌または学会誌等により公表することとしている。また、研究クラスター形成支援制度の形態のうち、研究シーズ発信支援においては、研究シーズや成果の発信自体を支援する制度となっており、学術界のみならず社会一般への効果的なアウトリーチを成果として求めている。2022年度より開始したダイバーシティ研究支援制度についても、助成期間終了後1ヵ月以内に、活動を通じて達成された成果を最終報告書として提出することを求め、その報告書を本学公式Webサイトに公開することで、若手研究者をはじめ、しばしば従来の制度では支援が行き届かなかった層に対しても研究成果の発表の機会を設けている。

○知的資産の権利に関する学内規程の整備状況

本学では、教育・研究と並ぶ大学の大きな使命である「社会貢献」を果たすため、知的財産の創出と適切な管理・活用システムを確立すべく、知的財産に係る産学官の連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的に、2005年4月1日に「中央大学産学官連携・知的財産戦略本部」(Chuo University Liaison and Intellectual Property Management Office 略称：CLIP)を設立し、同時に「中央大学知的財産ポリシー」を定めている。中央大学知的財産ポリシーは、本学の教職員や学生等によって創出された知的財産の取り扱いに関する基本的な考え方や、産学官連携活動への全学的な取組み姿勢を学内外に示して理解を求め、研究・教育成果の効果的な社会還元をその目的としている。

なお、本学では、本学の研究力を向上させ新たな知の創造と成果の還元により社会に貢献することを目的として、2015年4月1日に「研究戦略会議」を設置しており、これに伴いCLIPは、全学的な研究活動に係る連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的として、「研究推進支援本部」へと発展的に改組している。研究推進支援本部は、CLIPの任務を発展させ、全学的な研究及び知的財産に関する方針を具体化・実施し、研究戦略会議の定める基本方針及

び事項に基づいて具体的な任務を遂行することとなっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究成果の公表を支援する措置については、学術図書出版助成制度や国際学術誌投稿支援制度において研究成果の公表を助成することで後押しするとともに、本学独自の研究者情報データベースにおいて研究成果を蓄積し、その登録内容は本学公式 Web サイトを通じて外部にも広く公開している。併せて、学術リポジトリや「+C」など、それぞれの目的に特化した形で、研究成果を発信していくプラットフォームも構築することで、研究情報の可視化と発信力強化に努めている。

また、知的資産の権利に関する規程についても、中央大学知的財産ポリシー一定めて本学公式 Web サイトにも公開しており、適切に整備されていると言える。

<長所・特色>

「+C」については、単に研究内容を伝えるだけでなく、インタビュー等を通じて研究者の人物像、思いや将来のビジョンなども表現しており、見る者に伝わりやすい情報となっている。

<問題点>

研究者情報データベースに関連して、researchmap のアカウントを有する専任教員のうち、本学研究者情報データベースから researchmap へのデータ連携を希望しない者については、双方のデータベースをそれぞれ管理・更新する必要がある、二重管理の負担が生じている。

また、学術リポジトリに関しては、コンテンツ制作はその研究成果を創出した研究実施機関が行い、研究支援室では情報の掲載を行う手続きをするという役割分担になっている。各研究機関からの掲載要請が一時期に集中するケースがあり、タイムリーな情報掲載に対応しきれていない現状がある。

さらに、「+C」に関しては、コンテンツの充実には努めているが、2021 年 12 月に開設したこともあり、未だコンテンツが充実していない。

<今後の対応方策>

研究者情報データベースについては、学事部企画課を中心に、2023 年 4 月からの稼働に向け、リプレースすることを検討している。新たな研究者情報データベースの導入にあたっては、2019 年度の科学研究費の公募より、審査の際に researchmap の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとなったことを踏まえ、researchmap との連携強化を志向し、本学教員が直接 researchmap に入力することによって、それらの情報を本学研究者情報データベースに自動連携すると同時に、本学公式 Web サイトにも情報を公表できる仕組みとなるよう調整を行っていく。

学術リポジトリの掲載については、コンテンツを制作する側の作業の進め方の問題もあるため、掲載するコンテンツの優先順位や受付から完了までの工程、かかる時間など掲載のための作業スケジュールを研究支援室とコンテンツ制作側とで共有し、作業時期の集中を避ける工夫を行っていく。

また、「+C」については、研究支援室を中心に、学内の研究成果を把握・整理した上で、掲載する研究者の発掘と掲載数の増加に努める。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み（規程の整備、教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供、研究倫理に関する学内審査機関の整備等）

＜現状説明＞

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み（規程の整備、教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供、研究倫理に関する学内審査機関の整備等）

（1）研究倫理に関する学内規程の整備状況

1）公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制

本学における公的研究費の運営・管理に関しては、文部科学省通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、公的研究費ガイドラインという）の趣旨に基づき、「中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程」および「中央大学公的研究費の使用等に関する基本方針実施細目」を定め、公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制について明確化している。

具体的には、学長を公的研究費最高管理責任者として、また、本学専任教員から学長が委嘱した者を公的研究費統括管理責任者として、学部長、研究科長、全学連携教育機構長、研究科委員長、研究所長、研究開発機構長及び国際センター所長等をコンプライアンス推進責任者と定め、公的研究費の執行管理及び不正事案発生時の調査体制等の構築を行っている。

上記管理体制のもと、不正防止計画を軸とした研究費執行環境整備を行い、またコンプライアンス研修の充実と継続的な啓発活動を行うことで、公的研究費を含む経費支出の運営・管理について透明性と信頼性を確保し、もって研究活動の一層の充実を図っている。

なお、本学における公的研究費の管理に関する体系図、不正防止計画等については、本学公式 Web サイト「公的研究費の管理・監査体制」のページを通じて学外にも公表している。

2）研究活動における不正行為への対応について

本学における研究活動上の不正行為への対応については、文部科学省通知「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（以下、不正行為ガイドラインという）の趣旨に基づき、「中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する規程」（以下、研究倫理規程という）を2016年5月28日付で施行している。本規程は、本学における研究活動上の不正行為の防止及び、学内外からの通報に対する適切な取扱いを含め、研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応についての体制整備等に必要な事項を定め、もって本学における研究倫理の向上を促進することを目的としている。

具体的には、学長を統括責任者とし、学部長、研究科長、研究科委員長、研究所長、研究開発機構長及び国際センター所長等を研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する権限と責任を持つ研究倫理教育責任者と定め、所属する研究者等に対し研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならないことを定めており、科学研究費等の公的研究費採択者を中心に研究倫理教育の受講実施を進めている。また、学内外からの通報に対する取扱いについても、研究倫理規程において、不正行為ガイドラインに定められている項目に則した制度設計を行っている。

研究倫理教育については、次の3つを用意し、研究者が選択出来るようにしている。

1. 「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」の受講
2. 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」の通読

3. 日本学術振興会[eL CoRE] (エルコア/eラーニング教材) の受講

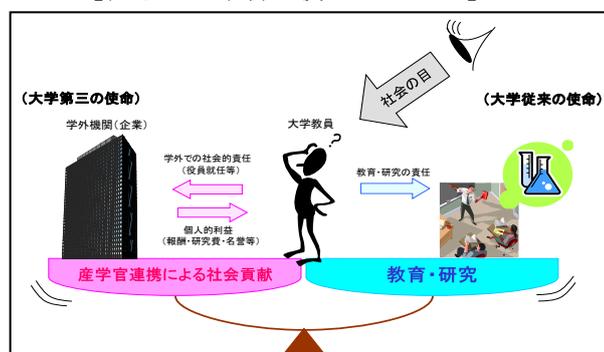
また、日本学術会議『科学研究における健全性の向上について』において、「少なくとも5年ごとに」研究倫理教育を受講することが望ましいとされており、本学においても、2022年度に、研究倫理委員会において研究倫理教育を5年に1度の受講とすることを定めた。

このほか、教員及び大学院学生が作成する論文等について、剽窃の有無を確認できるように、剽窃防止ソフトを使用してのチェックが可能な体制を構築している（一部の論文審査においては、事前のチェックを必須としている）。

3) 利益相反マネジメント

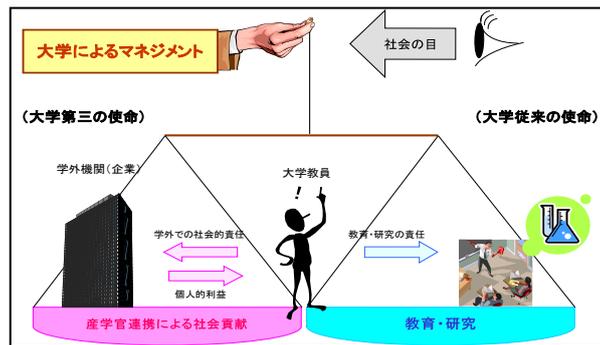
大学は教育・研究活動を通じた長期的観点からの社会貢献に加え、産学官連携活動による研究成果をより積極的に社会還元して、新産業創出に寄与することが求められている。しかしながら、大学教職員が産学官連携活動を行う場合、研究成果の公表を原則としてきた大学と営業上の秘密を競争の源泉の一つとしてきた産業界とは、そもそもその基本的な目的や役割が異なるため、それぞれの利益や責務を両立しえない、もしくは両立できても社会から理解を得られないおそれのある状態（利益相反）が発生する可能性がある。利益相反問題は、社会一般の倫理規範から逸脱しているとして、社会的非難を浴びるリスクを伴う。またこの問題は、法律問題のように明確な線引きができないため、倫理観、社会的通念、市民的感覚などに基づく批判、もしくは情緒的ないし感情的非難に陥りやすい性格を持つ。さらに法的には問題がなくても、大学等の行為が問題視され、その社会的名誉が著しく傷つけられる場合もある。

[従来の産学官連携のイメージ]



そこで本学では、2008年4月より、本学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメントポリシーを自主的に策定して広く公表することによって、本学の教職員が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行うことができる環境を整備し、本学の社会的信頼を維持し、産学官連携活動を円滑に推進することとした。本ポリシーにおいては、(1) 研究者の自由な教育研究活動と主体的な産学官連携活動を尊重する、(2) 教職員が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行うことができる環境づくりを行う、(3) 社会から信頼を維持するため、産学官連携活動の透明性を高めるとともに、その説明責任を果たす、ことをその基本方針としている。

[利益相反マネジメントイメージ]



また、2011年度からは、全学規程である中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程を策定し、その運用を開始しており、具体的なマネジメントの対象となる連携活動と、これらの対象行為が本規程において定める基準に抵触するか否かを判断する自己確認基準のほか、基準に抵触する場合の相談の仕組みと具体的に対応を行う体制等を定めることで、連携活動とこれを行う教員の職務及び遵守事項との関係を調整し、連携活動に伴う本学の社会的信頼の確保に努めている。

具体的には、「中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程」の第6条の自己確認基準への抵触等の恐れがあるマネジメント対象行為を行う教員・研究者からの相談に対してヒアリング等を実施して、助言等を行っている。

このほか、「兼職の範囲についての基準」について、現在、中央大学専任教員規程第15条第1項では、「教員（助教Bを除く。）は、第6条に定める職務の基本を守り、かつ、第7条に定める職務の遂行に支障を及ぼさない範囲に限り、本学以外の組織の業務に従事し、又は事業を営むこと（以下「兼職」という。）ができる」とされ、同条第2項では、「前項で定める兼職の範囲についての基準は、教員任用審議会の審議を経て策定する」となっている。しかしながら、同規程が2004年7月に施行されてからいまだに「兼職の範囲についての基準」が定まっていなかったため、中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程においてマネジメントの対象とすべき範囲を定めている。

4) 人を対象とする研究倫理審査体制の整備

人を対象とする研究を実施する際に、研究者が遵守すべき基準や安全性及び倫理的妥当性を確保するためのルールづくり、ならびに人を対象とする研究が適正かつ円滑に実施されるように、研究内容を審査し、必要な措置を講ずるための全学的な体制構築が課題となっていた。従来は、後樂園キャンパスのみで運用されていた人を対象とする研究倫理審査であるが、2020年12月に「中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程」「中央大学における人を対象とする研究倫理審査委員会に関する規程」を制定し、2021年度から人を対象とする研究倫理審査委員会を立ち上げ、全学体制での審査を行っている。

2022年には、制定した規程の参照対象であった国の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に改定されたこと、2021年度に審査委員会を運営する中で不十分であった点を見直すこと、二つの規程に定める内容と両規程の位置づけを明確にするため、規程の改正を行った。

5) 安全保障輸出管理の全学体制の整備

国は、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐため、外国為替及び外国貿易法（「外為法」という。）に基づき、安全保障の観点に立った輸出管理の取組みを実施している。

本学では、これまで、理工学部を中心とした後樂園キャンパスにおいて、安全保障輸出管理に関する対応を進めてきたが、外為法に基づく輸出者等遵守基準を定める省令（経済産業省）では、輸出者（大学）として全学的な管理体制を整えることが求められている。

そこで、2022年5月に全学的な安全保障輸出管理体制を構築するため、「中央大学安全保障輸出管理規程」を制定した。本規定において、本学の輸出管理最高責任者を学長、輸出管理統括責任者を研究推進支援本部長と兼務する担当副学長、輸出管理責任者を各研究機関の長と定めて責任体制を確立し、最高責任者である学長の下に輸出管理に関する重要事項を審議するための輸出管理委員会を置くこととした。今後は全学委員会の適切な運営に努めていく。

なお、経済産業省からの「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号）等の一部改正に伴う対応（「みなし輸出管理の明確化」）については、迅速な対応が求められたことから、規程の制定に先立って、2022年3月より学部長会議において基本方針を定め、学生及び教職員に対してアンケートを実施し、「特定類型」該当者の状況把握を行っている。

6) 今後の整備予定

社会貢献は大学の責務であり、本学教職員が懸念することのない健全な社会貢献活動を遂行するためには、利益相反マネジメントを含めたリスクマネジメントは必須であり、教職員の意識改革が本学における最重要課題のひとつであることは言を俟たない。このため次の項目の整備を予定している。

①生物多様性条約の対応等に係るリスクマネジメント体制の構築

生物多様性条約 COP10「名古屋議定書」の採択により、発展途上国からの遺伝資源を取り寄せる場合の利益配分ルールが新たに発効される可能性があり、今後将来的に必要となってくるリスクマネジメント体制の構築に向けて情報収集を継続する必要がある。

②研究活動における不正行為への対応

2013～2014年度に文部科学省において研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインが定められ、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインも改正がされた。公的研究費の適正使用や研究成果の不正防止については、別途学内の不正防止ワーキンググループで検討を進めており、研究推進支援本部も必要に応じて情報を提供する。

③軍事転用可能なデュアル・ユース技術への対応

2015年度より防衛省は、軍事にも民生にも利用可能ないわゆる「デュアル・ユース技術」を対象として、競争的研究資金「安全保障技術推進制度」を実施している。加えて以前よりアメリカ国防総省は、基礎研究等に研究ファンドを展開している。文部科学省からの科

学研究費等と同様に国の予算であるものの、軍事機関との共同研究等となることから、慎重に対応する必要もあり、研究戦略会議において検討した。

その結果、本学としての「軍事的安全保障研究」に対する対応を学内外に表明することを目的とした「軍事的安全保障研究に関する研究活動について」を以下の点をポイントとして策案した。

- 1) 中央大学は、日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」を尊重する。
- 2) 現在の枠組みで実施される防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への申請や、国内外の軍事を所管する公的機関からの研究費等の資金の受け入れは、当面の間実施しない。
- 3) 日本学術会議や各学協会の今後の検討を注視しつつ、本学においても、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究の取扱いや、研究の適切性について、研究戦略会議において議論を重ねる。

<点検・評価結果>

本学においては、研究倫理や公的研究費の不正、利益相反に関する規程等それぞれについて規程に則り適切に運用されていると言える。また、教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供、研究倫理に関する学内審査体制も整っている。規程整備に留まらず、取り組みの実効性を担保すべく、公的研究費の管理に関する体系図の策定や、5年に1度の研究倫理教育未受講者への督促メールの送付など、効果的な具体策を講じている。

また、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、利益相反マネジメント体制の整備に加え、喫緊の課題としていた人を対象とする研究倫理審査の全学的な運用、安全保障輸出管理の管理体制構築の道筋は付けられたことを踏まえると、一定程度適切に対応できていると言える。一方で、生物多様性条約の対応等に係るリスクマネジメント体制の構築、軍事転用可能なデュアル・ユース技術への対応に関する検証は今後の課題となっている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

利益相反マネジメントに関して、教員・研究員の産学官連携活動が多様化するに応じて、マネジメント対象行為の内容の高度化・複雑化が想定される。また、外部機関等からの兼職要請が特定の個人に集中することもあるため、問題に対して多角的に検討等を行うために、外部有識者の採用等も含めた体制作りが課題となっている。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、生物多様性条約の対応等に係るリスクマネジメント体制の構築、軍事転用可能なデュアル・ユース技術への対応に関する検証は、引き続き今後の課題となっている。

また、研究リスクマネジメントに関しては、全学体制で取り組まなければならない案件も増えてきており、運営面での事務組織体制の整備が必要である。また、研究活動における不正行為への対応や研究倫理教育は、現状は学事部学事・社会連携課が担当となっており、研究リスクマネジメントに携わる事務組織の役割分担や運営の仕方も見直しが必要である。

<今後の対応方策>

教員・研究員の活動の多様化に対応するため、「中央大学専任教員規程」の兼職基準と「中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程」のマネジメント対象行為との整合を整理しつつ、上記の問題点とした体制整備を進める。まずは、研究戦略会議において規程の見直しを行っていく。

また、全学体制で対応すべき研究リスクマネジメントの案件は残されており、業務全体としてのボリュームは増大する。現在は研究を促進するための業務にあたる者が同時にブレーキ役も担うということもあること、研究不正行為防止や研究倫理に関しては、課室をまたいでの運用となっていること等も考慮して、中央大学大学評価委員会において設定する最重要課題にも掲げ、今後のあり方について学部長会議及び研究戦略会議において協議の上、遅くとも2025年度までには業務を実施する組織体制の見直しを進める。